

Ⅲ. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版) 進捗状況報告書(平成 25 年度版)に対する 市民意見への回答

平成 25 年 7 月に発行した「茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)進捗状況報告書(平成 25 年度版)」について、平成 25 年 7 月 8 日(月)から平成 25 年 7 月 21 日(日)の 14 日間にわたり、市民の皆様のご意見を募集いたしました。その結果、5 名の方より 64 件のご意見をいただきました。ここでは、頂いたご意見に対する市からの回答をお示ししています。

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版) 進捗状況報告書(平成25年度版)に対する市民意見への回答

●募集期間 平成25年7月8日(月)～平成25年7月21日(日)

●意見の件数 64件

●意見提出者数 5人

●内容別の意見件数

項目	件数
①茅ヶ崎市環境基本計画進捗状況報告書全般について	5
②重点施策	
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	38
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	10
テーマ3 資源循環型社会の構築	0
テーマ4 低炭素社会の構築	1
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	10
③その他	0
合計	64

①茅ヶ崎市環境基本計画進捗状況報告書全般について			
No.	意見	担当課	回答
1	茅ヶ崎の環境基本計画の進捗状況報告書の表紙が、汐見台小学校の屋上田んぼというのは、納得できません。環境基本計画のどの重点施策にあたり、何を象徴しているのですか。	環境政策課	大都市のビルの屋上に設置した菜園での野菜収穫や公共施設の屋上に設置した水田での稲刈りなど、ヒートアイランド現象の緩和対策や緑を増やす目的などにより進められている屋上緑化において、水田や畑を設置する事例が増えつつあります。 今回、進捗状況報告書の表紙に掲載いたしました汐見台小学校の水田は、本市の小中学校では初となる屋上水田となります。この水田を利用して児童による田植え、稲刈りなどの農作業を農家の方の指導を受けながら行うことは、地域と学校が連携した貴重な環境教育となります。また、環境基本計画におきましても、施策の柱として学校教育における環境教育を挙げ、重点施策を補完する施策として学校におけるビオトープづくりや屋上緑化、壁面緑化を子どもたちと推進していくこととしております。環境審議会において評価作業を行っていただいている重点施策ではありませんが、学校における環境教育の一場面を十分紹介できるものと考えております。 進捗状況報告書の公表は、本市の環境への取り組み状況を市民の皆様にご覧いただき、ご意見を頂くために行っております。そのためには一人でも多くの方に報告書をご覧いただくことが必要です。報告書の分かりやすさについては発行に当たって毎回追求している課題であり、表紙もお手に取っていただくために興味を惹くものと考えております。環境に関する報告書という性格から難しく堅いイメージを与え、皆様にご覧いただくことがなかなか難しい面もありますが、今回の表紙は校舎屋上の田んぼで環境学習に取り組む、子どもたちの生き生きとした表情の写真を用い、環境学習の楽しさをお伝えするとともに子どもたちの表情から湧き出る訴求力により、多くの方に報告書をご覧になっていただきたいという考えから用いたものです。

No.	意見	担当課	回答
2	前回、環境基本計画年次報告書(平成24年度版)に対する審議会委員としての私の意見を出しました。その中で「評価を踏まえた今後の方向性」が、評価を踏まえたものでないものが多く、どうしてそうなったのか理由を書いてほしい、また環境審議会が了承したものではないと書き加えてほしいとお願いしました。 今回、24年度の取り組み目標が目的に合っていない点はそのままなので、やはり評価がしにくくなっていると思います。	環境政策課	年次報告書に記載しております「評価を踏まえた今後の方向性」は、環境審議会よりいただいた答申の内容を踏まえて各担当課で検討した次年度以降の施策展開をお示したものです。環境基本計画の評価におきましては、9月にいただいた答申内容を翌年度の予算要求に反映させ、さらに下半期の事業への反映にも努めております。下半期の事業にも反映させることで、次年度における環境審議会の評価作業において審議会からの意見や評価の反映を確認することができます。しかしながら、取り組みの優先度や事業実施の時期などから、担当課において答申で頂いたご意見の全てを反映することは難しく、この点につきましてはご理解のほどお願いいたします。 答申は、環境審議会委員の皆様が短期間で多くの時間を費やし審議した貴重なご意見であることから、次年度以降の事業はもちろん、可能な限り即座の事業展開に繋がられますよう努めてまいります。
3	PDCAのサイクルで進行管理をするということを掲げ、担当課として出来るだけの事をしていると思います。ページ3にあるように、行政だけの進捗管理の内容で、審議会委員が評価するのではなく、チェックの段階で市民・事業者のモニタリング、検証結果が組み込まれている必要があると思います。今それがない状況なので、出来るだけこの報告書に対する市民意見を審議会委員の方は参考にしてください。	環境政策課	「市民・事業者によるモニタリング」の例として、計画では「コア地域のモニタリング」と「家庭・事業者等におけるエネルギー消費量のモニタリング」を挙げています。前者については、平成15～17年度に実施した自然環境評価調査に続いて、平成23年度に再調査を実施し、各地域における指標種の生育・生息状況を報告書に掲載しています。なお、次の自然環境評価調査は平成28年度実施を目標としています。 また、後者については「ちがさきエコシート」を活用し、家庭でのエネルギーの使用量の把握に努め、その結果を「前年度に比べてエネルギー使用量を削減できた家庭数の割合」として報告書に掲載していますが、年間を通してのデータが得られないこと、サンプル数が少ないこと等の問題があり課題となっています。 なお、市民の方々によるご意見は、茅ヶ崎市環境基本条例第22条2の規定に基づき、環境審議会に提出しております。
4	P3の進行管理の図ですが 報告書が出る前に「市民・事業者によるモニタリング」が行われたのでしょうか？行われればもう少し充実した評価になったと思います。来年はお願いします。		
5	まずなによりも「コア地域」と言う言葉が環境基本計画で独り歩きしていることでのいろいろな問題が起きていることを認識する必要があります。自然環境評価調査(前回調査)では、字(あざ)などで区分した76地区について評価を行い、そのうちの7地区がコアマップ対象地区として抽出されました。再調査の際に、前回調査の結果から7つの対象地区の中で重要な部分を浮き上がらせています。今回浮かびあがった場所が真のコア地域であることを理解し、各コア地域の特性をよく理解しないと、何が最善かの議論にも至らないと思います。柳島で先年「とにかく砂防林を切つてはいけな」と市民が問題にした事件がありました。しかし実際に現地をみると、それらの木のほとんどが植栽であったり、移入種であったりで、迷走が目立ちました。これは「柳島の何が重要か」が理解できてなかったための出来事です。コア地域の場所と特性をみんなでしっかりと学び合うことが必要と考えます。	環境政策課 景観みどり課	自然環境評価調査において特に重要な地域として挙げた7地域の優先的な保全を環境基本計画で位置付けております。各地域の保全管理における具体的な取り組みを進める上で、それぞれの貴重な動植物の生息場所、地域の特徴や現状を正確に把握し理解すること、また、こうした情報を多くの皆様に知っていただくことは重要なことであると認識しております。 柳島地区におきましても、現場の樹木の状況などは審議会等にお知らせしております。ただ、外部機関との連携、庁内での情報共有が十分に図られず、情報提供のタイミングを逸し、審議時間を確保できなかったことが反省すべき点でした。 庁内での情報共有は当然のこと、市民の皆様や関係機関に各コア地域の特性や現状を知っていただくとともに、コア地域に影響を与える事態の情報共有をしっかりと行っていくことが重要と認識し、今後の保全管理を進めてまいります。

②重点施策			
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全			
施策の柱1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立			
No.	意見	担当課	回答
6	・目標1について 目標に掲げられている市民によるモニタリングの目的は、「コア地域の適切な保全管理を行うため」です。市民は、保全されることを願って、調査に協力しています。23、24年度のモニタリングの評価結果は、テーマ2の「市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり」の中の目標5・6・7・8を可能にし推進する、そのような委託事業だったはずで、特に生物多様性地域戦略策定や生物多様性の保全・再生のためのガイドラインができていないのに、どうしてA評価なのか分かりません。	景観みどり課	目標1については、市民の皆様や各分野の専門家によるご協力のもと、平成23年度に自然環境評価再調査を実施し、平成24年11月に調査結果の報告書を発行してデータの更新を無事に行うことができたため、A評価といたしました。現状、調査結果を活かしきれているとは言えず、課題も山積しておりますが、今後各コア地域の特徴を勘案した保全管理計画の作成や生物多様性地域戦略の検討の際に活用していきたいと考えております。 また、23年度調査において評価の高かった城之腰と汐見台について、現時点でコア地域として位置付けるなどの具体的な措置は考えておりませんが、引き続きモニタリングを行うべき地域と捉えております。 自然環境評価調査については今後も定期的に実施し、本市の貴重な自然環境の保全に役立ててまいります。
7	P10の目標1の評価は、再評価調査を行ったということでAのようですが、市民が頑張って調査をしたことの評価でしょうね。この調査結果の適切な分析が「コア地域の保全管理計画」につながるはずで、指標種の下がった理由、課題、そして行政として何を行うのかが示されるべき。また城之腰、汐見台を調査結果に入れたがこの2つの地域をどうするか、明らかにする必要があります。どのようにされるのかお考えを示してください。 評価再調査の終了時には、生物多様性検討会の設置、生物多様性地域戦略の策定ができる予定でした。評価再調査したが、これらの目標が果たされていると思えず、A評価は疑問です。		
8	・目標2について 前年度の審議会の評価では、「コア地域の既存の活動組織を総括する市としての組織の構築や保全管理計画の策定には予算が必要である」としています。しかし、予算がついたわけではなく、清水谷を優先して行うとしているが、それも24年度には出来なかった事はしっかり受け止めるべきです。 担当課の評価の中で、柳島に関しては「既存の計画」に基づいた取り組みを進めるとしているが、どの計画ですか？「柳島キャンプ場の自然環境保全」ですか？これはコア地域の計画ではありません。 長谷、行谷に関しては、「土地所有者との協議のもと、保全に向けた共通認識を得ながら体制を整備する」としているが、どのような体制ですか？長谷と行谷は条件がまったく異なると思いますので、ただ書くだけでは書かない方が良いと思います。	景観みどり課	各コア地域の保全管理計画作成については、自然環境評価調査及び再調査結果をはじめ、土地利用状況、各コア地域の特徴や状況を勘案しながら作成していきたいと考えております。 柳島に関しましては、キャンプ場内について既存の計画（「柳島キャンプ場の自然環境保全」）に基づいた取り組みを進めるとともに、コア地域としての保全管理の方針を検討してまいります。
9	「各コア地域の保全をするために、平成25年度までにコア地域ごとの活動組織を設置し保全管理計画を作成します。」とありますが、土地の公有地化が図られなければ、組織を作り計画を立てただけでは保全できません。保全作業さえできないことも多いので、まず、いろいろな方策を練って、コア地域の公有地化を図ることを忘れてはなりません。その明記が必要ではないでしょうか。		

No.	意見	担当課	回答
10	組織作りに関して、柳谷と清水谷はすでに管理している組織がありますが、その他の保全作業は、同じメンバーがあっちもこっちも保全作業をやっている状況です。作業をやる人と調査をやる人も重複しています。市民の余力にも限界があります。かといって、現状の行政職員体制で作業を引き受けるのも実際のところ不可能でしょう。担当課だけでなく、役所全組織の取り組みで、若手職員の研修として、保全作業組織に参加する。また公務での研修だけでなく、保全組織にボランティアで参加することが、評価の対象となるような仕組みをつくと良いのではないのでしょうか。（これは若手だけでなく、肩書きのある人も評価の対象とする） また、市民にはいつも無償にするのではなく、交通費+弁当代程度の補助を考えるべきではないのでしょうか？行政の予算もあるので毎回でなくてもいいのですがそういった努力が必要では？	景観みどり課	日頃より本市の自然環境の保全、再生にご尽力をいただきありがとうございます。ご指摘のとおり、自然環境を将来にわたって保全するためには、限られた方だけにその負担を強いては限界があります。一人でも多くの方に価値観を共有していただき、多くの方が保全活動に参加していただくことが後継者育成の観点からも望ましいと考えております。このためには自然環境の重要性について情報発信していくことが必要ですが、現段階では不十分であるため、保全管理計画の早期策定とともに積極的な情報発信に努めてまいります。 また、保全管理団体が立ち上がるまでの保全管理については除草作業等に必要なる予算確保に努めてまいります。
11	目標1、あるいは目標2にも繋がっていますが、コア地域で何か問題があると「評価調査各分野のリーダー、サブリーダー」、または「旧自然環境評価再調査検討委員」に担当課から連絡がありますが、そのメンバー構成も不明瞭です。この組織も位置づけや役割を明確にする必要があると思います。コア地域を調査したメンバーとさらに市民を交えて、保全の在り方について意見交換をして、保全管理計画を作成したらどうでしょうか？ 柳谷がうまく行っていると書かれています。その手法をまねてみたいかがでしょうか。	景観みどり課	コア地域において調査が必要な一定規模の事象が発生した場合には、自然環境評価再調査にご協力いただいた各分野のリーダーとサブリーダー、または同調査検討委員にお知らせして、意見交換あるいは所有者のご理解が得られた場合には現地調査をお願いしているところですが、メンバーについては事象の内容を踏まえて抽出させていただいております。組織としての位置付けや役割についてはご意見のように曖昧な部分が残るため、今後の検討課題とさせていただきます。 なお、保全管理計画の作成に際しては、計画の対象地の特徴や管理状況等を勘案し、当該地で保全管理活動をしていただいている市民の方々をはじめ、学識経験者、関係審議会や自然環境評価再調査の各チームリーダー等から意見を聴取し作成していきたいと考えております。
12	・重点施策1について 24年度の取り組み目標は、全て出来なかったのですから、Cではなく、良くてDでしょう。なぜ出来なかったのか、何が問題だったのか、明確にすべきです。特にこの保全管理計画がモデルとなり、今後の各コア地域の保全管理計画の策定スケジュールが組まれるとすると、心もとない限りです。 また、各コア地域の区域内において重点的に保全するエリアの設定を検討するということですが、どのような方法で誰が行うのでしょうか？ コア地域自体がすでに開発された地域のわずかに残っている状況の所です。その上、これ以上狭い範囲を保全するエリアとする意味があるのでしょうか？単に珍しいものが生息しているポイントの場所だけをという事では、貧しくなった茅ヶ崎市の自然環境の保全はできないと考えます。	景観みどり課	自然環境評価調査の際に特に評価の高い地区としてコアマップ対象地区として7カ所を抽出し、評価再調査の際には各コア地域の今後のモニタリングエリアを設定いたしました。保全管理計画を作成する際には、各コア地域において高く評価された項目を軸に、その環境を保全するためにどこまでの範囲を保全の対象とすべきか検討が必要です。また、特別緑地保全地区等の指定により土地利用の規制を行う場合でも、どのエリアまで規制が必要なのか、また、規制するエリア外でも緩衝地帯としてどこが必要なのかを明確にすることが施策を進めるうえで重要となります。 なお、エリアの設定については自然環境評価調査、評価再調査や過去の土地利用状況及び航空写真等を参考に検討を行い各審議会や調査員等の意見を踏まえエリア設定を行いたいと考えております。

No.	意見	担当課	回答
13	P12の、清水谷の次の特別緑地保全地区の候補に赤羽根十三図、平太夫新田が上がっていますが、その根拠は何か明らかにしたほうがよいと思います。市民からの賛同が得られると思えないです。みどりの基本計画にも「平太夫新田」は上がっていません。自然環境評価も城之腰のほうが上です。これは唐突な案でとても賛成できない。市民への説明もつかないのではないのでしょうか？	景観みどり課	12ページについては、特別緑地保全地区の指定候補地ではなく、保全管理体制の構築と管理計画の策定について説明させて頂いたものです。 茅ヶ崎市みどりの基本計画における特別緑地保全地区の候補地は、平成23年度に指定を行った清水谷の他に、行谷広町、赤羽根斜面林、赤羽根十三図、長谷の4カ所としています。 赤羽根十三図については、評価の高いエリアの土地所有者が少数であり、ご理解を得ながら保全管理活動をさせていただいている地域です。 平太夫新田については特別緑地保全地区の候補地ではありませんが、国有である河川敷が含まれる点で管理保全に関する協力が得られやすいと考え計画の策定における優先度を上げています。 以上のことから、評価調査における評価が高いこと、土地所有者が一定の理解を示していること等を踏まえ、環境基本計画においても赤羽根十三図、平太夫新田の保全管理の体制と計画策定の優先度が高くなっております。
14	・重点施策2について 24年度の取り組み目標にある、国の社会資本整備総合交付金は特別緑地保全地区である清水谷だけに使えるものなので、年次報告書にもその記述をしていただいたのですが、今回はまた外されています。特緑になればついてくるものである、活用を図らない方がおかしいと思います。 取り組みはその内容とは全然違うものが書かれています。今まで緑のまちづくり基金の活用方法の課題があるから処分の方法や決定システムを変更しようとしているので、その事を書かなければいけないのではないかと思う。 「課題と今後の方向性」にある「・・・財源確保の方法として、国及び県等の助成制度の活用を調査していきます」とあるが、この文言は長年書かれているが、具体的になったことがないので、具体的な内容があるなら、書いてほしい。 また、財源確保が決まらない状況で、緑のまちづくり基金の処分のガイドラインの10月運用は本当に大丈夫なののでしょうか。	景観みどり課	国の社会資本整備総合交付金は、特別緑地保全地区に用途が限定されるものではなく、まちづくりにおいて幅広く活用できる交付金です。今後の特別緑地保全地区指定においても積極的な活用を検討しております。 また、「(仮称)茅ヶ崎市緑のまちづくり基金運用ガイドライン」については、緑地取得の優先度を明確にするとともに手続きの透明性を確保するためにしっかり検討を進めたいと考えており、十分議論を重ねた上で作成し運用してまいります。
15	P13の「緑のまちづくり基金処分の考え方」について、みどり審議会で話されたのは1回。研究したとは言えないでしょう。 市街地の緑の保全のみに活用する、としていたものを覆したことについては評価できますが、市民に公表しておかないと、禍根を残し、充実の時に市民から合意がとれないのではないのでしょうか？		

No.	意見	担当課	回答
16	・重点施策3について 24年度の取り組み目標としての保全管理計画は策定できなかったものであるから、評価がCであるのはおかしいと考えます。特緑になったのであるから、市が設置した浄化槽の維持管理をすることは当たり前です。 課題と今後の方向性はこれだけですか。23年3月に特緑に指定した時に行っているべき地域への周知や看板等は、実行されて当たり前のことです。今後の清水谷の保全管理や保全活動をしてきている市民団体と協定等の課題はないのですか。年間8千円の補助金で、毎週持ち出しで保全活動を行っている清水谷を愛する会との関係を改善してください。 公園緑地課の予算として、清水谷の保全に係る借地料12,330千円が計上されているが、借地ではなく、負担金という協定書を結んだと聞いているが、どのようになっているのでしょうか。	景観みどり課	清水谷の保全管理計画については、長年にわたり清水谷で保全活動を行っていただいている「清水谷を愛する会」と共通認識のうえ作成する必要がありましたが、十分な協議を行政側で設定することができず、未作成となりました。 平成25年度は、「清水谷を愛する会」の保全活動における作業をベースに現在までの活動内容や市の考え方もしっかりと示した上で、再度共通認識を持つために12月までという時間を頂いておりましたが、12月時点では未作成となっており、遅くとも平成25年度中の作成を目指します。
17	「清水谷の保全計画を12月までに作る」となっている。当初の約束は平成24年度末であり、遅れた原因には触れられていない。特別緑地保全地区指定は今後も続くのだから、原因を明らかにして手を打つ必要がある。 今回の12月策定という目標も、何を根拠に12月に行えるのか、逆になぜ12月まで時間を要するのか疑問が残っている。 ちなみに、理由について平成25年3月13日のみどり審議会においては、「「清水谷を愛する会」側が協議のテーブルに着かないため」と、事務局の景観みどり課長が発言しています。		
18	清水谷に関しては24年度のC評価は妥当だと思います。昨年度までとは異なり今年度は保全に向けての取り組みを積極的になされていると思います。		
19	・重点施策4について 何も進んでいないのが現状ですね。事業実施時期が28年度からでも、もっとしっかり検討してください。Bという評価は納得できません。市民の森はお金をかけていますが、25年度の整備事業(35,056千円)は何を行うのでしょうか。清水谷のために何をしたかであると思いますが。	景観みどり課 公園緑地課 教育政策課 青少年課	「平成24年度の取り組み目標」として、「周辺の保全すべき貴重な自然環境に配慮した青少年の野外研修施設の導入に向けて、関係課と意見交換を行いながら情報の共有を図り、また、継続して検討するため、茅ヶ崎市総合計画第2次実施計画に位置づけます」と設定しました。 取り組みとしては、教育委員会内部検討会議に景観みどり課・スポーツ健康課・公園緑地課・広域事業政策課・環境政策課が出席し、青少年をめぐる野外活動の環境の変化や、保全すべき貴重な自然環境の現状などについて情報共有や意見交換を行いました。 また、継続して慎重に導入施設を検討するため、総合計画第2次実施計画に「野外研修施設検討・整備」事業の位置づけを行いました。 設定した目標に対して、「概ね順調に進んでいる」と判断したため、B評価としたものです。 また、市民の森の予算につきましては、みどりの基本計画に位置付けられた都市林としての整備に向け25年度について相続発生に伴う地権者からの買い取り要望に沿い、用地を購入するものです。

No.	意見	担当課	回答
20	・重点施策5について コア地域としての平太夫新田は、現在「相模川の河畔林を育てる会」が保全管理している地域(国所有地)だけではなく、以前のままの民有地の水害防備保安林もあります。24年度の取り組みの目標自体がおかしいのだと思います。 国所有地の移植林等の場所は、茅ヶ崎市が占用許可を取っている土地であるため、茅ヶ崎市が責任を持って保全する場所です。国所有地だけではないので、保全管理計画を策定するなら、国との協議だけではないことになります。国との連絡体制を形成すると書かれていますが、そんな体制が必要なのですか。 評価はEの「今後積極的な取り組みが必要」と考えます。	景観みどり課	国から占用許可を受けている地域については、保全活動をしていただいている市民と協議の上、自然環境の重要性、貴重性について周知を図ってまいります。 「国との連絡体制の形成」とは、国と活動されている市民、市の各関係者が連絡調整を行う場を設定することを想定しています。 なお、平太夫新田については、現在のところ茅ヶ崎市みどりの基本計画における特別緑地保全地区指定候補地にはなっていません。
21	平太夫新田を特別緑地保全地区の予定地とするならば、この課題や方向性も違った内容表現になると思います。特緑予定地については根拠がなさ過ぎて、P19,20,21を読むと特緑指定を真剣に考えているのかどうかも疑いを持ちます。		
22	・重点施策6について 「相模川の河畔林を育てる会」は、水害防備保安林移植後、管理が必要なので、市民が公民館で講座を開催し、団体を立ち上げ、活動しています。本来は茅ヶ崎市が国から占用している場所なので、全面的に保全活動には協力、支援するとの話でしたが、現在ほとんど何も支援はされていません。特に河畔林に生息しているオドリコソウやタコノアシ、オトギリソウ等のための柵や看板の設置をお願いしておりますが、何もされていないのが現状です。評価のCは、何がある程度進んでいるのでしょうか。		
23	・重点施策7について 年に数回の保全活動だけで大丈夫なのでしょう。特に次の特緑の候補地ならば、今後のスケジュールを整備し、隣接の樹林地等の保全管理も視野に入れるべきだと思います。特に保全活動をする人が、現在清水谷や柳谷で保全活動をしている方々であるため、今後の保全管理体制にも課題があります。 年1回でも保全活動をしている人たちが一同に会して、1年間の保全管理計画についての話し合いや多くの人に活動に加わって行く体制を検討する必要があります。 公園緑地課の予算は、赤羽根斜面林のもので、赤羽根十三図とは地域が別であるため、この記載はおかしいと思います。	環境政策課 景観みどり課	保全活動の回数や話し合い、活動体制については、現在活動されている市民と意見交換を行い、今後の方向性を決めてまいります。 また、公園緑地課の予算部分について、ご意見にもあります斜面林部分はコア地域の範囲外ですが、昨年度ご寄付をいただいた斜面林について、市として予算を計上し保全管理を図っていく考えをお示ししたいと考え、参考として掲載いたしました。 しかし、ご指摘のとおり斜面林は計画上のコア地域である赤羽根十三図とは別の地域であり、かえって市民の方に誤解を与えてしまうような記載となってしまったことについては反省すべき点です。
24	赤羽根十三図の保全作業については「清水谷を愛する会」の有志が多く参加されています。もう少し呼びかけをして保全作業に関わる人を増やす努力が必要だと思いますし、そのためには保全をしている現在の人にも理解できるように話し合いの場を設定してほしい。24年度にそれが行われたと思えない。源流のある雑木林の保全についても力をいれてほしいという提案も受け入れられたと思えない。		
25	・重点施策8について 現状の打開ができないため、現在の長谷の管理を出来るようにすることが必要です。今後、転売される場合を考え、茅ヶ崎市の関わり方を考えておく必要があります。	景観みどり課	長谷に関しましては、土地所有者による事業の進捗等について情報交換を行っております。今後も当該地の自然環境上の重要性を十分に説明し密な情報交換を行っていくとともに、土地所有者のご理解を得ながら定期的なモニタリングや移植した植物の活着状況の確認に努めてまいります。
26	長谷の保全管理計画も他地区同様ない。話し合うという場ありません。小関学院所有の土地も、それ以外の樹林地についても同様と思います。		

No.	意見	担当課	回答
27	・重点施策9について 取り組みの目標も周知だけであり、具体的で積極的な働きかけをしなければ、耕作放棄地の解消は無理でしょう。また、総合的にこのコア地域をどのように保全していくか、具体的な方法を検討すべきです。湿地とともに広葉樹林の保全も働きかけをしてほしいと思います。 細流の保全は、23年度に復元作業をしてから、市民が保全管理をしています。各担当課が連携で保全を図るのであれば、スケジュールや保全内容を提示してください。 特に行谷は、予算が何もついておらず、市民が復田や細流の保全管理をしていても何も支援をするつもりがないのはどうしてか、お聞きしたいです。前回の審議会の評価で予算を付けるべき施策になっているにもかかわらずです。評価がCなのは納得できず、Eの今後積極的な取り組みが必要です。	農業水産課 景観みどり課	保全管理の予算については、コア地域全体で利用できるように考えております。 耕作放棄地の解消事業につきましては、本市として様々な事業を展開し、結果として耕作放棄地化、遊休農地化の未然防止につながっているものと考えております。具体的には、耕作ができなくなった農地に関して、意欲ある地域の中心経営体に農地を集積し、営農環境の継続を図ることや、地権者が市民農園を開設する際の手続き、区画割、募集等の支援、農家の体力の低下を補うための援農ボランティアの斡旋等が挙げられます。 耕作放棄地を発見し、地権者に声掛けを行うも、日蔭等条件が非常に厳しい場所が多く、解消後の活用方法が見いだせない土地も多くあります。また、他人には貸したくないと考えておられる地権者もいらっしゃいます。そういった中で、どうしていいかわからないという地権者の方々に、市としてお手伝いさせていただくことができることを、今後ともPRしてまいりたいと考えております。
28	行谷の細流は今エコワークが保全管理しています。行政から支援されていると思えません。草刈りを行った、と連絡しても何の反応もありません。行谷の休耕田を貸してくる地権者がいないという説明でしたが、市民が直接お願いして、借りられている事実が3例もあります。何故行政で行うとうまく行かないのか、課題を整理したほうがよいと思われます。 また、この場所には保全管理の予算がありません。何故なのか明確な返事をお願いします。		
29	・重点施策10について 取り組みの概要が他の内容に比べると大量に書いてありますが、県立里山公園内の話であり、県が立てた里山保全管理計画に則って実施されていることが分かります。 公園だけでなく、周辺の地域も含めて保全を図るための茅ヶ崎市としての独自の計画を作成すべきです。里山公園保全管理計画は、大まかな方向性だけで、実態に即した保全管理は検討・実行しているのであれば、その内容が公表されるべきではないでしょうか。 また、この保全管理の方法や協議のシステムがうまくいっているということであれば、茅ヶ崎市も景観みどり課としてそのシステムを取り入れ、実施してほしいと思います。		コア地域としての柳谷は、ほとんどが里山公園のエリアとなっており、既に神奈川県が作成した「茅ヶ崎里山公園里山保全管理計画」に基づいて保全管理が行われています。 市としては、重複した計画を市独自で作成するのではなく、既存の計画に基づいた活動に関与していくことで保全を図っていくこととし、保全管理計画の策定については他のコア地域について優先的に検討していくことを考えております。
30	・重点施策11について 柳谷周辺の地域の方々に何が周知されているのでしょうか。この重点施策は、各家々で持っていられる今まで生活の中で利用してきた屋敷の背景にあった樹林(屋敷林)の保全するためのものです。そのための施策は行なわれておらず、生け垣補助は茅ヶ崎全てに対応した施策です。 まとまった樹林を維持管理してくれる家に対する緑の効用、景観上などから検討・実施してください。評価はCでなく、Eです。	景観みどり課	柳谷の保全管理については、公園の指定管理者である神奈川県公園協会と、市民団体である「茅ヶ崎里山公園倶楽部」が主体となって実施しております。他のコア地域では従来から市民の方が中心となって保全管理をいただいております。他地域において柳谷と同じシステムを取り入れるかどうかについては、各地域の特徴や現況等を踏まえ、既に各地で活動されている市民とも協議をしながら検討していきたいと考えております。
31	柳谷は県が保全管理計画を立案し、協議会も立ち上げて、それで保全管理ができていることは喜ばしい。このように詳しく説明文があり、説得力があります。この手法が良いと判断しているならば、他の地区でも活用したらいいかがでしょうか？		

No.	意見	担当課	回答
32	・重点施策12について 24年度の取り組み目標にある養浜事業の中で、海岸植生に配慮した内容はどうなったのでしょうか。ダムにたまった土砂をトラックで運んでくる事により、内陸性の植物や外来種が増えて海浜植生に影響が出ています。長年この方法を続けていますが、一時的な養浜をするのではない方法をこのあたりで県と協議すべきではないでしょうか。 唐突に出てくる「植栽帯」は、柳島下水処理場への進入道路を作るためにコア地域の松林を伐採したときの代償として、景観みどり課が県と交渉して作り出したものです。その時に誰が管理するのかとの市民の質問に、景観みどり課が海浜植物を移植・管理していくと明言されたはずですが、何の展望もなく引き受けたのでしょうか。課題の中にある「職員による定期的な作業が難しいため、管理の方法について検討する必要がある」は、今さらおかしいのではないですか。 柳島キャンプ場の中の保全エリアの保全管理スケジュールや2階の自然環境展示については、市民と公園緑地課が話し合いを行いながら現在作り上げています。	農業水産課 景観みどり課	県による養浜事業は高潮対策のために行われております。これは、海岸が侵食された場合に、高潮等による被害が増大する事を防ぐため砂浜を広げることを主眼としております。 海岸侵食につきましては、海岸工作物による流砂の阻害や、相模川にダムや堰が建設され、砂の流出量が激減したにもかかわらず、海流による砂の移動だけが発生し、海岸の侵食の原因となっています。 現在の海岸の養浜事業は海岸工作物によるものではなく、粒径を考慮した養浜材の投入により海岸の回復を行っております。 とはいえ、海岸に内陸性植物や外来種の植物が増殖することは本来の海岸のあり方ではないため、海浜性植物の保護のため、県と協議を行ってまいります。 柳島記念館の植栽帯については、職員による定期的な管理が難しいとしていますが、現在は柳島記念館のご協力により外来種の除去等を実施していただいております。 海浜植物の移植については今後も継続して実施していきます。
33	柳島はキャンプ場ができ、この地区内保全管理計画は概ね進んだと思います。 道路のため柳島地区飛砂防備保安林約950㎡の解除を行いました。その時の交換条件で同じ面積の空き地の保全を約束し、その一部が柳島記念館の植栽帯であり、そこに海浜植物を移植したと記憶しています。市民の反対を押し切った行政判断でした。今さら管理できないというのは疑問です。やるしかないのでは？チガヤを移植した場所、クロマツを植えた場所の検証も併せて行ってほしい。		
34	コア地域保全に150万の予算が付いたようですが、保全団体があるのは清水谷だけ。他にはないと思います。150万をどのように活用するつもりなのか、教えてください。また柳谷につかない理由は理解できますが、行谷についていない理由も明らかにしてください。	景観みどり課	項番27、28でも回答させていただいたとおり、保全管理の予算についてはコア地域全体で利用できるように考えております。
施策の柱1. 2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生			
No.	意見	担当課	回答
35	・目標3について この担当課の文章では何が実施されたのか、わかりません。データを算出するのは25年度かもしれないが、それまでの間に何をしたかではないでしょうか。評価ができません。	景観みどり課	具体的な施策は重点施策の中で説明しております。様々な事業を展開した結果として緑被面積を確保するという目標設定をしているもので、この目標設定をその都度変えることは計画の設計上そぐわないものと考えます。
36	・目標4について 毎回同じ施策が書かれており、24年度は特に何をしたのでしょうか、これでは評価ができないでしょう。	農業水産課	具体的な施策は重点施策の中で説明しております。様々な事業を展開した結果として経営耕地面積の減少を最小限に抑えるという目標設定をしているもので、この目標設定をその都度変えることは計画の設計上そぐわないものと考えます。

No.	意見	担当課	回答
37	テーマ、施策の柱、目標の関係性に問題がある。「コア地域をつなぐ緑の保全と再生」の施策に対して、①市域全域の緑被面積と②経営耕地面積の2点で論じるのはおかしい。コアをつなぐ回廊の役割を果たしている場所を示して、その減少を食い止める努力なら整合性は取れる。 ①市域全域の緑被面積として出すなら、テーマ2の2.1「市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルール作り」に掲出すべき。また、②経営耕地面積で、職業としての農業は重要だが、自然環境の保全施策としては耕作放棄地を畑や田んぼにすることが自然環境の保全に寄与するとはいえない。考えられる解決策としては、コア間の回廊の役割を果たしている場所を示して、その減少を食い止める策を考えることが重要。最も確実に実施できる方策として、コア間にある公有地の生物多様性の向上を図り、効果的にコアとつなぐ。例として、公園の生物多様性の向上を図ったり、市と地域と学校が協力して学校に樹林や草地、水辺などを配したビオトープを作り、正しいビオトープのあり方を学ぶ場であり、コアとつなぐ回廊の一助となる場所を作ることなどが挙げられる。 また、耕作放棄地の湿地環境は生物多様性の保全にとって非常に重要な場所であり、行政の借り上げの検討や、市民団体による借り上げの後押しを行政がする。	農業水産課 景観みどり課	農業水産課としては、職業としての農業を最重要と考え農業振興のための事業を展開しております。 したがって、耕作放棄地の湿地環境保全のために土地を借り上げるということは農業行政としては考えておりませんが、農業振興に伴う自然環境への影響、効果については共通認識を持った上で事業に取り組んでまいります。
38	・重点施策13について この重点施策の意味が理解できていないのではないのでしょうか。各課が自分の取り組みを挙げているだけでは目標達成には程遠いと昨年審議会から指摘されたにもかかわらず、今年も何の改善もされておられません。これでB評価なのは理解できません。「コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生」の施策を関係各課で検討し、施策の取り組みを実施してください。 特に「海岸や河川などのみどりの保全について、みどりの基本計画の施策推進等を関係課や市民団体と連携して行いました。」とありますが、何をされたのでしょうか。	農業水産課 景観みどり課 下水道河川建設課 社会教育課	コア地域をつなぐみどりの保全・再生については、対象となる取り組みが多岐にわたり、所管課もまたがる中で、協力・連携すべき部分がある場合には一体的な施策の実施を意識し、関わりを持てるよう、情報共有の強化などさらなる取り組みが必要であると認識しています。一方で、それぞれの課が位置付けられた施策をしっかりと実施していくことで一体的な保全・再生を実現することが理想的であると考えます。 海岸については、海浜性植物の育成・移植を協働推進事業にて実施し、小出川の河川占用部分については、2団体が行う事業の後援を行いました。 遊水機能土地保全事業では、浸水対策として遊水機能を有する土地に補助金を交付し、その保全に努めています。その結果、市内の水田等の保全につながり、コア地域に隣接する芦沢約167,000㎡をはじめ、調整区域8地区約376,878㎡、市街化区域10地区約38,615㎡、合わせて約415,493㎡の保全に寄与しています。
39	P34について、「文化資料館の移転事業において公共施設の緑化の方針を踏まえて、計画を進めます」のように記載したほうがよいのではないのでしょうか。説明が不足しすぎと思います。	景観みどり課 社会教育課	説明不足により分かりやすさに欠けた内容となってしまったことは反省点として、いただいたご意見を受け止めたいと思います。 文化資料館の移転整備事業については、社会教育課が関係各課と協議し、緑化や周辺の自然環境に配慮した事業の推進を図ります。

No.	意見	担当課	回答
40	・重点施策14について 24年度の取り組みの最後の部分「茅ヶ崎市緑の保全……条例の改正内容を検討してまいります」というのは、単純な記述間違いだと思います。 「人・農地プラン」を市民に分かるように公表してほしいし、そのプランの中で茅ヶ崎市が農業をどのようにプランしているか、書いてください、それでないとい内容が判断できません。	農業水産課 景観みどり課	「平成24年度の取り組み目標」にある条例の記載については、ご指摘のとおり誤りですのでお詫び申し上げます。 「人・農地プラン」は、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、「人と農地の問題」の解消のため、市内を4地域に分け、それぞれの地域で中心となる経営体を地域の農業者の方々とともに定め、耕作できなくなった農地を中心経営体に集積し、それぞれの地域の農業を継続させていこうとするものです。よってその内容は、中心経営体が誰なのか、どの中心経営体にどれだけの農地が集積されているかということを明記したものとなっています。多くの個人情報に掲載されているプランであり、農林水産省から依頼があり、記載例として4地区のうちの小出地区のプランの概略が同省のホームページに掲載されておりますので、ご参考にしていただければと思います。
41	P37について、農業水産課は目標を明確にしてそれに向かって自信をもって、進んでいるように見えます。「人・農地プラン」を是非読ませていただきたいをお願いします。		
42	・重点施策15について 耕作放棄地の再生に向けた事業は進んでいないため、現在の耕作放棄地をどのように生物多様性の保全をしていくか、対策を取ってほしいと思います。そのために長年耕作放棄地になっている水田等の草刈りを年に1～2回するだけでも生物に対する良い影響はあります。 また、解消時に環境政策課や景観みどり課が立ち会うことになっていますが、耕作放棄地の解消の時のルールがあるわけではなく、何を元に作業を進めるのでしょうか。 取り組みの概要に出てくるサツマイモは良くて、何が悪いのでしょうか。市民が理解できるルールづくりが先ではないですか。	農業水産課 景観みどり課	農業政策として、耕作放棄地の生物多様性を保全するための活動は、農業を営むこととは相反するものであり、そのための活動は行いません。耕作放棄地を解消し、農業を再開となった場合には、作業開始前に環境政策課、景観みどり課と立ち合い、相談をすることとしていますが、物理的に相反する活動となることから、農業者と相談しながら、営農の支障がない範囲での保全の可能性を探ることになると考えております。よって、事前にルールを定めることは適さないと考えております。 冬期湛水の取り組みについては、生物多様性もさることながら、営農の観点も重要視し、メリット、デメリット、課題等探っていきたいと考えています。
43	P39について、解消作業が発生した場合、環境政策課と景観みどり課の職員が指導に来ることが書かれていますが、生物多様性の観点の根拠がないのに、作業する市民が簡単に納得すると思えません。 冬期湛水の試みはよかったと思います。課題や調査結果、どのようなメリットがあるのかなど、市民が続いてできるようなPR活動が必要だと思います。		
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり			
施策の柱2. 1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり			
No.	意見	担当課	回答
44	・目標5について 23年、24年は条例改正をお願いしていても取り合ってもらえず、2年間は空白となってしまいました。今年度から取り組むことになったので、後発の良さを発揮し、出来るだけ茅ヶ崎独自の自然環境を保全できる画期的な内容の策定を期待しています。 エコワークで勉強会を開催し、条例の内容についての提案を随時しています。茅ヶ崎市では自治基本条例が施行され、現在は市民参加条例を策定しており、条例や計画は市民参加で行うことになっています。ぜひ、策定過程でも有意義な多くの市民の意見を入れた方法を考えてください。	景観みどり課	条例の改正については、現在骨格を検討しており、今後具体化できた時点で、審議会及び市民との意見交換を行ってまいります。

No.	意見	担当課	回答
45	・目標6について 目標の達成状況には、長々と今までの事が書かれていますが、24年度に委託事業で策定することになっていた生物多様性地域戦略が、自然環境再評価調査の結果としてあれば、何ら問題がなかったものです。それにもかかわらず、再評価調査の結果報告はコア地域のこれからの調査範囲を決めただけという中途半端なものとなりました。これから調査・研究を行い、自然環境上重要な地域についての位置づけを検討するとしているが、既に結果は出ており、生物多様性地域戦略を策定し、早急な保全を実施してほしいと思います。	景観みどり課	生物多様性地域戦略については、実効性のある施策とするために、本市における戦略の目的、効果を明確にした中で、新たに策定された生物多様性国家戦略2012-2020や地域戦略策定のガイドライン等を踏まえた検討を行う必要があると考えております。これまで市が行ってきた調査・研究が施策の実行に効果的、効率的に作用する策定手法を検討するところから行ってまいりたいと考えております。
46	・重点施策16について 2年間の空白後、条例の改正に向けた具体的な動きがされているので、コア地域も再評価調査でプラスされた城之腰や汐見台、まちのみどりなど、多くの自然環境が保全・再生されるツールとなる条例を望みます。	景観みどり課	項番44でも回答させて頂いたとおり、条例の改正については、現在骨格を検討しており、今後具体化できた時点で、審議会及び市民との意見交換を行ってまいります。
47	・重点施策17について 再評価調査は既に終わっておりますが、この調査結果を元に調査・研究を行い、位置づけを検討するとしていますが、いつの時期に誰がどのように検討するのか、明確にしてください。再評価調査検討会の元メンバーに対する働きかけが色々ありますが、その方法や人選も定かではないため、市民の間でも疑問が出されています。 課題と今後の方向性にあるコア地域の範囲や保全する優先順位などを検討するとしていますが、コア地域の範囲は、重点施策1にも書いたように、狭くしないでください。また保全する優先順位とは、湘南海岸保全配慮地区等の話だと解釈しましたが、よろしいでしょうか。 この地区とは、特別緑地保全地区だけでなく、茅ヶ崎市が保全すべき地域を指定し、そこに地権者に対する優遇措置や規制等をかける地域の指定だと思います。市民に分かるように今年度の方向性を書いてください。	景観みどり課	自然環境評価再調査の方法については、次回実施までに再考すべき点の洗い出しを行い、改善を目指します。 コア地域の具体的な保全範囲については、別途検討してまいります。 なお、この施策における「保全する優先順位の検討」とは、特別緑地保全地区、コア地域及び特別緑地保全地区候補地であり、湘南海岸保全配慮地区を指すものではありません。
48	・重点施策18について この施策は、環境基本計画のページ92の庁内における推進体制の中の庁内横断的組織(プロジェクトチーム)を念頭に置いて書かれた重点施策です。この組織は、①相互の連携による事業の推進②責任部が予算の要求③迅速な行動へと移れる機動力ある組織④事業が進まない原因の究明、対処を行うと書かれていますが、現在はまがりなりにも出来ているのは①のみで、この内容とは似ても似つかない状況で、ぜひ、改善してほしいと思います。評価はCでなく、Eの「今後、積極的な取り組みが必要」だと思います。 このことから、一番重要であり、評価が行われているシステムが書かれている第5章がどのように実現されているかも、審議会として十分議論すべきではないかと思います。	景観みどり課	自然環境庁内会議は、貴重な自然を有する地域の土地利用について、関係各課で事前に情報共有を行うことを目的としておりますが、現在、それぞれが所管する施策の情報共有だけでなく、自然環境に関する施策に関して多くの意見交換ができる場となっております。
49	P44について、自然環境庁内会議の情報は環境審議会だけでなく、みどり審議会でも報告してください。また、庁内の情報共有だけでなく、環境基本計画、みどりの基本計画の履行のために論議できる場所であってほしいと思います。		

施策の柱2. 2 生物多様性の保全方針の策定			
No.	意見	担当課	回答
50	・目標7・8、重点施策19・20について 共に最初の目標1で行った委託事業の中にあり、その成果が出ていれば、策定されていたものです。お金を使った委託事業を有効なものとし、どのような策定をするのか、早急にスケジュールを出してほしいと思います。 また、取り組みの概要に同じ文言をいたるところに書かないでください。やっていないものはやっていないので、これからどうするか書いてください。		
51	P46について、市民の全面参加による自然環境評価調査は他市にはなく誇れること。それを活用すれば、生物多様性の地域戦略は策定できると思います。茅ヶ崎市の希少種のある地域は保全されるべきでしょう。それはコア内とは限りません。その環境をできるだけ多く残すことが大切です。また外来種が入ることも生物多様性地域戦略に記載することで、ある程度抑制できるのではないかと期待しています。 23年度のコンサルタントへの委託事業を無駄にせず早急に策定してほしい。		
52	生物多様性の保全・再生のためのガイドライン作成に関して、一律のガイドラインができるものか？イメージがわからないのですが。 事業所に対しては、個別にみどり課などで出向き、こういうことをすると生物多様性が上がるという説明をする。事業所の場所により効果的な方法が違う。その結果一定のラインを超えると茅ヶ崎市生物多様性貢献事業所といった名前で表彰し広報に取り上げる。(評価方法の例…在来種数プラスより良い環境を表す指標種がいるかどうかなど) 市民に対しても同様に、各家庭も表土の保全をしていたり、在来草花があったり、もともといた生きものが利用する池があるなどしたら助成する。新規に造る場合も助成する。 広報を有効に使って生物多様性の意味や効果をシリーズで伝えていく。市民の思い違いなどで生物多様性を低くすることが多いので具体的に市民の取り組みを専門家等で書いて周知する。(草は悪者にされていますが、草地の重要性なども広報で知らせ少しでもわかる人を増やしたいものです。南部ではバッタのいる草地がもうなくなりそうです。)	景観みどり課	
53	(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略の策定に関して、他の行政をみても、策定しても動かない場合が多い。そのため例えば公有地において生物多様性の向上を図る、各家庭に庭がある場合に同様に生物多様性の向上を図るなど、まず財政がなくてもやれることから動かしていくことが大事。		項番45でも回答させていただいたとおり、生物多様性地域戦略については、実効性のある施策とするために、本市における戦略の目的、効果を明確にした中で、新たに策定された生物多様性国家戦略2012-2020や地域戦略策定のガイドライン等を踏まえた検討を行う必要があると考えております。これまで市が行ってきた調査・研究が施策の実行に効果的、効率的に作用する策定手法を検討するところから行ってまいりたいと考えております。

テーマ4 低炭素社会の構築			
施策の柱4. 1 「茅ヶ崎市省エネルギービジョン」、「茅ヶ崎市地球温暖化対策地域推進計画」の推進			
No.	意見	担当課	回答
54	(目標15) ・ちがさきエコシート(環境家計簿)について エコシートは多くの家庭ではその存在は知っていても実際はあまり利用されていないのではと感じます。そんな状態でのアンケート集計は環境に熱心な家庭だけで市民全体の状態を反映しているとは言えないのではと危惧します。まずは家庭での省エネ、節電について市民に対してもっと認識を深める必要があると感じます。例えば省エネルギーセンターでは家庭でのいろんな形での省エネ、節電対策についてのパンフレットを作成しています。茅ヶ崎市でもそれを利用するとか、センターから協力を受ける等によりそれらの情報を利用し市民に対する啓発活動を更に深めて行き、その結果としてエコシートもより使いやすいものにして実質的に家庭の省エネ意識、省エネ効果が高まることになるのではないのでしょうか。 ・「ちがさきエコファミリー制度」について この制度はどんな制度なのでしょう。関係者の方は当然知っておられると思いますが一般市民も読む報告書としてはその概要でも注釈等で説明した方がよいのではないかと思います。そうでないと一部関係者だけの報告書で終わるのではと危惧します。	環境政策課	家庭における省エネ・節電行動の推進は、市域の省エネルギー化に向けた大事な要因の一つと捉えています。「ちがさきエコシート(環境家計簿)」はエネルギー使用の「見える化」を図り省エネ行動を促すツールの一つで、本課窓口での配布に加え、各種アンケート調査などとともに広く市民の方々にお渡ししているところですが、一概に回収率が良いとは言えない状況にあります。 今後、エコシートについてはより気軽に組み入れるような様式への変更を図るとともに、現在構築を進めているポータルサイト「(仮称)ちがさきエコネット」で、インターネット上からエネルギー使用の「見える化」とデータ報告を可能にし、家庭の省エネについて情報をより的確に把握できる環境作りを進めていきます。 また、「ちがさきエコファミリー」は、上記のエコネット制度の趣旨に賛同し、会員登録をしていただいた個人や世帯の総称となります。いただいたご意見のように、報告書の記載方法については市民の方が容易に理解できるよう、より丁寧な記載をしていくよう努めてまいります。
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり			
施策の柱5. 1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成			
No.	意見	担当課	回答
55	・目標17について C-EMSは、環境政策課のレターで周知が図られていることが分かりますが、年間を通じてではなく、どうして7月から12月の間で発行がされているのでしょうか。 レターの中にある、ちょっとした提案がすごくいいと思いますが、それをどのように各課が実施しているのか、成果を示してほしいと思います。例えば、お弁当を買う時のレジ袋などは、本来は業者を指導すべきと思いますが、もらわなくなった職員が増えたのかどうか、審議会のリターンブルビンについても他の審議会ではどうなったか、調査してほしいです。 生物多様性や地球温暖化の学習機会の提供が十分ではないと記されておりますが、市民との共催である「みどりの対話集会」等も研修の一環にすれば、わざわざ別途設定しなくてもいいのではないかと思います。検討してください。 以前から職員の研修に関しては市民と一緒に研修をしたら成果が上がるのではないかと提案しております。そこでの意見交換等があれば、市民と共通の情報を得られ、お互いの理解が得られ、事業の実施にも良い結果が得られることができるのではないのでしょうか。	職員課 環境政策課	C-EMSレターには明確な発行時期があるわけではなく、環境に関する取り組みとして庁内向けに周知・伝達すべき内容がある場合に適宜発行することとしています。 平成24年度については、前年度の取り組み報告に向けた各部署への照会及び結果集計を行ったため、初回号が7月発行となっています。また、上半期(4～9月)の取り組み報告についても、照会及び集計にほぼ同様の期間を要するため、地球温暖化防止月間の周知を含め12月での発行としています。 庁内における具体的な活動の実践状況については、調査可能な取り組みの把握に努めてまいりたいと考えます。 市民との合同研修につきましては、「環境」ではなく「防災」をテーマとしたものではありませんが、職員の被災地支援報告会を合同研修として、これまで2回開催しております。 しかしながら、市民、職員の意見交換の場としての研修形式ではありませんので、今後は双方の「共通認識」、「気付き」の推進を目的に、ワールドカフェ方式等による合同研修の開催を具体的に検討してまいります。

No.	意見	担当課	回答
56	・重点施策33について これまでの研修で、総合的に環境に関するマネジメント能力がある職員が育成されたという結果は出ておりません。特に委員から勉強会で質問が出た専門的な研修と人事異動の問題では、エキスパート職員がいるからの回答でした。たった一人の環境におけるエキスパート職員は学芸員としての専門性がありますが、マネジメント能力がある方ではありません。環境を担当する多くの職員が、様々な環境を考えたまちづくりに関する専門的知識を持って、事業を推進する必要があります。 現在は、多くの大学で幅広い環境に関する分野の学部があります。環境が大切と言うなら、どうしてそのような職員を採用しないのか、疑問です。 また、管理職もそのような知識・見識のある職員かどうかの試験をしてから任命してほしいと思います。新しい研修の方法や取り組みなどを行わずに、評価B:おおむね順調に進んでいるということが言えるのでしょうか。	職員課	環境をはじめとした職員の専門性が求められる分野については、職員の希望により専門的に業務に従事する複線型人事制度を導入しております。この制度では、当該職員が専門的業務を担うことはもちろん、他の職員の専門的知識の修得のサポートをはじめとする人材育成も担うこととされており、組織としての専門性の向上を目指すものとなっておりますが、運用の見直しを含めて引き続きより良い制度になるように努めてまいります。 また、職員採用におきましては、受験者の中には環境分野を専門的に学んだ者もあり、採用の実績もあるため、今後このような職員が専門的に従事する可能性もあります。 今後につきましては、これらの制度の運用や職員の専門性、マネジメント能力を高める研修の充実を図ることにより職員の専門性の向上を目指してまいります。
57	・資料1のC-EMSレターについて 茅ヶ崎市としては以前のISO14000シリーズから現在はそれを改良してC-EMSとして環境管理活動を行っていると理解していますが、その報告をみると活動実施による削減効果は記載されているもののその効果の中に経済性の効果が出ていません。どんな活動でも経済性は重要な指標ではないかと思えます。	環境政策課	ご指摘のとおり、C-EMSレターを通じた経済的指標の記載・伝達は庁内業務におけるコスト削減や職員の意識向上にもつながると考え、できる限り掲載をする方向で見直しを行ってまいります。
58	チームスは面白いですね。あのような雰囲気市内の自然環境の情報の共有として「自然の新聞」の再刊を望みます。社会教育課と景観みどり課と連携して行ってほしい。昨年もお願いしているので、実現を待っています。	社会教育課	「茅ヶ崎自然の新聞」は、文化資料館で活動する市民の方々の協力を得て編集し発行していた情報誌で、市民の方からの寄稿や写真など、茅ヶ崎の身近な自然情報をご紹介してまいりました。現在は投稿記事の大幅な減少に伴い発行を休止しております。 文化資料館の移転・整備事業を進める中で、新たな教育普及活動、社会教育活動として自然の情報誌を発行する際は、景観みどり課と連携して作成いたします。 また、近年では、より多くの市民の皆様に情報発信をするために、「広報ちがさき」やインターネットを通じた情報発信を行っております。平成22年4月からは「広報ちがさき」1日号に「茅ヶ崎の身近な自然」を掲載しています。 原稿の作成にあたっては、「文化資料館自然資料整理グループ」にご協力をいただいております。また、文化資料館ホームページで発信している「文化資料館通信」では、文化資料館で実施した自然史調査や観察会の実施報告等の情報を随時提供しておりますので、ぜひご覧ください。

施策の柱5. 2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援			
No.	意見	担当課	回答
59	・目標18について 目標の達成状況に書いてある事業は、行政が主催しているものです。その中には行政が行わなくてもよいと思われる個別の事業があり、検討が必要です。「里山はっけん隊」は、多くの市民団体が同じ里山を使って環境教育を行っております。また、「親子でエコクッキング」は、中央で一回実施するだけでなく、各公民館等で行ってもらうように周知すれば、多くの親子が参加できるのではないのでしょうか。 市民団体が行っている環境事業については、資料に載っているように参加者数が記載されている団体が多くあり、提出方法によっては把握できると考えます。	環境政策課	ご指摘のとおり、行政が担うべき範囲の見直しを行い、市民団体の皆様と行政との役割分担について随時検討する必要があると認識しております。環境政策課主催(共催:神奈川県公園協会、協力:柳谷の自然に学ぶ会)の「里山はっけん隊!」は県立茅ヶ崎里山公園で実施していますが、柳谷の自然観察にとどまらず、茅ヶ崎産の農産物を使用したワークショップや、柳谷以外のコア地域に関する啓発等、多面的な側面から環境基本計画の推進に関わるプログラムを実施していることから、今後も継続的に実施していきたいと考えております。「エコクッキング」に関しては、市民団体や各公民館等で実施している調理講座で取り入れられて、既に普及啓発されている事例もあることから、環境政策課主催事業としての妥当性について、今後検討していきたいと考えます。 各市民団体による事業については、より詳細な活動状況の報告等にご協力いただけるよう努めてまいります。
60	・重点施策34について 「課題と今後の方向性」で、ポータルサイト「ちがさきエコネット」を開設するとしていますが、折角開設するならば、地球温暖化対策を大きくとらえて、環境に関する情報を行政・市民相互で共有する事を考えてください。現在、この「ちがさきエコネット」は行政提案型協働事業として事業が推進しておりますが、内容は省エネ等の狭い範囲に限られていると聞いており、地球温暖化対策は自然環境やまちづくりの在り方等、広い範囲と思いますので、それに対応できる事業にしてください。 目標18でも書きましたが、環境政策課が予算を取ってやる事業かどうかの精査が必要と思います。	環境政策課	この事業に関しては、温暖化に関する行政・市民相互の知識・視点が必要不可欠と考えており、行政提案型協働推進事業として進めております。掲載する情報に関しましては、茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会及び協働推進事業者と協議してまいります。
61	・重点施策35について 「課題と今後の方向性」でエコワークの事を書いています、何のために新たなメンバーの獲得が必要なのですか。10年以上が経過したからどうしたのですか。何が言いたいのか、意味が分からない書き方を勝手に書かないでください。 エコワークは、他の市民団体と違い、特別に活動費をいただいているわけではありません。自由になるお金は1銭もないにも関わらず、環境政策課の事業として行っている環境フェアや環境市民講座等を企画・実行する場面で全面的な協力をボランティアで行っております。また、環境の分野で様々な課題が明確になった時、その解消に対する提案や担当課との話し合い等を積極的に行い、エコワーク参加市民団体と共に、活動・実践を行っています。 もう少し、行政内部でもエコワークの本当の姿を周知すべきではないのでしょうか。	環境政策課	環境市民会議「ちがさきエコワーク」の設置から10年以上が経過し、会員も当初の頃より大分入れ替わってきております。ここまで新たな会員の加入がなかなか叶わないままに、現会員の皆様がお忙しい中で協力し合いながら活動し、市の事業におきましても協働で担っていただいております。社会の変化と同様に、今後会員の皆様の高齢化なども考慮していく必要があります。環境フェアや環境市民講座などにおきましても、実働部分で活動していただける方が増えることで、会員一人あたりの負担軽減や活動の効率化を図ることができます。このような状況から、組織として活動を継続させていくためには新たな会員を確保していく必要があると考えております。そして、組織の発展のために何が重要かという点は、事務局だけでなく市民の皆様とともに方向性を検討すべき課題と考えます。
62	P98について、エコワークの新しいメンバーの獲得を課題と考えているようですので、具体的な提案を示してほしい。期待をしています。	環境政策課	また、行政への様々なご提案もいただいておりますことから、異なる立場の方々や幅広い年齢、様々な経験をお持ちの方にご加入いただければ、多様なご意見をいただくことで、さらにより良いご提案をしていただくことにつながると考えます。

施策の柱5. 3 学校における環境教育の充実			
No.	意見	担当課	回答
63	・重点施策36について 環境学習サイト「ちがさきエコスクール」が開設されましたが、各市民団体が行っている環境教育の考え方やエコワーク等の活動内容等、情報の充実が求められます。	環境政策課	本サイトは、各学校が地域との連携による環境教育の充実を目指し、計画に位置付けた手法(ガイドブック)を見直して設置したものです。 進捗状況報告書の発行後、環境学習支援サイト「ちがさきエコスクール」内に、進捗状況報告書の紹介ページ「知ろう！茅ヶ崎市内の環境に関する取り組み」を新設しました。その中で、環境市民会議「ちがさきエコワーク」に登録している団体会員の活動状況として、学校等の環境学習の支援を行っている団体については、その内容を紹介している旨を周知しました。併せて、環境市民会議「ちがさきエコワーク」のページへのリンクも設定しています。 今後も、環境学習プログラムの提供等、学校関係者に対する情報の充実を図ってまいります。
64	・重点施策37について スクールエコアクションも各学校が取り組みを独自で行っており、環境フェアでの発表は素晴らしく、子どもたちの感性はさすがだと思いました。 これからは、環境とはなにか、もう少し広げた学習ができて、取り組みが広範囲になることを考えてほしいと思います。	環境政策課	平成23年度より、学校内での子どもたちによる環境活動を推進する「スクールエコアクション」を市内全小中学校で導入し、各学校が個性や地域の特色を活かした取り組みをそれぞれ進めています。 その取り組み発表を実施すべく24年度中から協議を重ね、25年度の環境フェア2013で、市内中学校2校からの活動発表に至りました。 取り組み範囲の拡大について、内容は子どもたちや学校の意向を尊重する形で設定しており、当面は子どもたちが自ら考え、行動した結果あるいは成果を発表する場の提供という形で支援を継続していきたいと考えます。